

全国春日連合会諸規定

春日講に関する規定（平成十年三月九日一部改正）

全国春日連合会教化委員に関する規定

第一条 本講社は全国春日連合会（以下連合会という）春日講と称する。

第一条 この規定は全国春日連合会規約第四条第八号に基きこれを定める。

第二条 本講社の本部事務所は奈良市春日野町一六〇番地春日大社内に置く。

第二条 教化活動の目的達成のため、教化委員を置く。

第三条 本講社は連合会規約第四条第七号の定める処により、春日皇大神の御神徳を景仰し、以て教化宣揚することを目的とする。

第三条 教化委員は加入神社毎に一名とし、氏子崇敬者の中より当該官司の推薦により、会長がこれを委嘱する。但し、特別の事情がある場合はこの限りでない。

第四条 本講社は前条の目的達成のため次の事業を行う。

第四条 教化委員は加入神社の氏子崇敬者を代表し、当該官司を補佐して、教化活動及び本部との連絡調整に当たるものとする。

一 春日皇大神の御神徳の宣揚と教化に関する活動

2 春日講を組織する加入神社においては、当該春日講の世話人を兼任する。

二 春日詣の実施

三 連合会総会への参加

第五条 教化委員の任期は本連合会規約第七条に準じる。

四 講金の徴収

附 則 本規定は昭和五十六年七月十日より実施する。

第五条 本講社は春日皇大神を信仰する氏子崇敬者を以て組織し、世話人を置く。世話人は連合会加入神社の教化委員を以てこれに充てる。

全国春日連合会表彰規定

（平成十七年三月二十五日一部改正）

第六条 世話人の任期は連合会規約第七条に準じる。

第七条 世話人は次に掲げる職務を行う。

第一条 この規定は全国春日連合会規約第四条第九号に基きこれを定める。

一 講員を募集し、名簿を作成する。

二 講員に対し御神徳の教化宣揚を図る。

三 春日詣の便宜を図る。

第二条 被表彰者は次の各号のうちいずれかに該当する者とする。

四 本部との連絡調整に当たる。

五 講員より講金を徴収し、本部に納付する。

一 春日皇大神の御神徳の高揚を図り、多年奉仕神社の発展に貢献し、人格識見ともに勝れ、斯界に対して功績顕著な神職及び職員。

第八条 講金及び奉賛金は連合会会計に計上し、連合会及び本講社の目的達成のために資するものとする。

二 敬神の念厚く、特に神社の発展に寄与し、人格識見ともに勝れた氏子崇拝者、及び団体に。

第九条 本部は本講社運営に要する経費として、講金の一部を交付することができる。

三 前号以外の者で、特に本連合会発展のために寄与し、人格識見ともに勝れ、功績多大と認められる者、及び団体。

第十条 本講社及び講員に対し次に掲げる待遇を行う。

第三条 前条に該当する者がある時は、当該官司が参考調査及び被表彰者の略履歴書等を添付の上、当該事項を審議する選考委員会開催の十日前までに事務局へ上申し、選考委員会において審議の上、会長がこれを表彰する。

一 春日大社に参拝の際には昇殿祈祷（正式参拝）、宝物殿・神苑等の無料拝観ができる。

第四条 前条の上申人数は次に掲げる枠内とする。

二 春日大社において執行される旬祭（毎月一日・十一日・二十一日）及び毎夕の日供祭において講員の家内安全祈祷を行う。

一 支部加入神社数

三 春日祭参列等の場合便宜を図る。

十社未満 二名以内

四 講員券、バッチ等を交付する。

二十社未満 三名以内

三十社未満 四名以内

三十社以上 五名程度

附 則 本規定は昭和五十六年七月十日より実施する。

第五条 表彰は毎年一回とし、総会の席上において行う。

附 則 本規定は昭和五十六年七月十日より実施する。